「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の３第５項の規定に基づき、250万円を記載するものとする。

⑤　「⑤　①オ、②オ、③オ及び④オの合計額」の欄には、①オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、②オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、③オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」及び④オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」の合計額を記載するものとする。

⑥　「⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」の欄のうち、「ア　当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐震改修費用告示」又は「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第11項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示（平成29年国土交通省告示第280号。備考５(3)⑧において「耐久性向上改修費用告示」という。）」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「オ　交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ　ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び「カ　エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「ク　当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、対象住宅耐震改修と併せて行う場合にあっては、法第41条の19の３第６項の規定に基づき250万円を、対象一般断熱改修工事等と併せて行う場合にあっては、同条第７項の規定基づき250万円（同条第11項第３号に掲げる工事を行う場合にあっては、350万円）を記載するものとする。

なお、「⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の３第６項又は第８項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第７項又は第８項の対象一般断熱改修工事等をいう。

⑦　「⑦　②オ、④オ及び⑥ケの合計額」の欄には、②オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、④オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」及び⑥ケ「キとクの金額のうちいずれか少ない額」の合計額を記載するものとする。

⑧　「⑧　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」の欄のうち、「ア　当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐震改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された対象住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ　当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「オ　交付される補助金等の額」の欄には、対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「エ　当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐久性向上改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「ク　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「ク　交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。